

貝塚市議会議長 殿

平成 28 年 2 月 10 日  
北尾 修

## 研 修 会 参 加 報 告 書

日時：平成 28 年 1 月 29 日（金）10：00～16：00  
会場：大阪科学技術センタービル内セミナールーム  
講師：有限責任監査法人トーマツ  
公認会計士 井谷 裕介 氏

研修内容 「インフラ更新時代における地方公営企業の経営」

### 1. 新地方公営企業会計制度の概要について

地方公営企業会計制度の見直しが約 46 年ぶりに大幅改正をされた。地方公営企業の中でも上下水道の施設が老朽化し、これから更新時期を迎えるにあたり、多額の費用が必要になってくる。そこで、効率的な経営を進めていくためにも抜本的な改革が必要になってきた。その見直しの内容としては、①資本制度の見直し②会計基準の見直し③財務規定等の適用範囲の拡大がある。今後は更に地域の実情に応じた地域主権改革を進めていくためのツールとして活用を図らなければならない。

### 2. 公営企業会計の適用について

地方公営企業法の適用範囲が地方公営企業法を適用する事業（法適用事業）に加え、法非適事業も適用範囲へ移行されることになった。法適化により損益計算書、貸借対照表が作成され、法適化前より幅広い情報が把握できるようになる。国も法適化に係る支援措置として、マニュアルの策定や財政措置、先行事例の紹介、アドバイザー派遣、研修の実施などを行う。

### 3. 経営戦略の策定について

公営企業の経営基盤強化と財政マネジメントの向上を図るため、経営戦略の策定を 2016 年度から 3 年間で集中取り組み期間として財政支援措置を国は講じる。経営戦略を策定する上での留意点として、①住民の人口や年齢構成、集落の構成や配置、企業の立地等の地域全体の現状、将来の見通しを踏まえた上で策定

すること。②公営企業の担当部局だけでなく、地方公共団体全体の関係部局と連携して策定すること。③公営企業会計の導入により、精緻な情報を把握しやすくなり、これらを活用して的確で有効な経営戦略が策定可能になる。④学識経験者や専門家等の知見を活用することが望ましい。⑤「経営戦略」策定後に議会、住民の理解を得るだけでなく、策定の各段階においても適宜、適切な説明を行い、その理解を得るように努めること。

これからインフラ更新時代に突入するにあたり、地方公営企業の経営は厳しさを増してくる中で本市も例外ではない。経営改革に向けての取組みをしっかりとやっていかなければならない。

今回の研修会は難しい部分もあったが、有意義な内容であった。